

仕 様 書

1 件名

「第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会開会行事（総合開会式及びパレード）」企画・運営等業務委託

2 契約期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで

3 履行場所

第 46 回全国高等学校総合文化祭東京都実行委員会事務局が指定する場所

4 目的

令和 3 年度に実施した第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会（以下「大会」という。）プレ大会開会行事（プレ大会総合開会式及びプレ大会パレード）により把握した課題等を踏まえ、令和 4 年の夏に、東京都で初めて開催する大会開会行事（総合開会式及びパレード）を安全かつ円滑に行うため、その企画及び運営を委託するものとする。

5 委託内容

委託内容は、下記のとおりとする（詳細は別紙 1 「委託内容」及び別紙 2 「第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会開会行事（総合開会式及びパレード）」企画・運営等業務委託業務スケジュール（予定）を参照のこと。）。

- (1) 総合開会式の企画・運営
- (2) オリジナルミュージカル上演関係業務
- (3) パレードの企画・運営
- (4) 共通業務

6 開会行事（総合開会式及びパレード）日時・会場

(1) 総合開会式

日時 令和 4 年 7 月 31 日（日）午後 1 時 30 分から午後 4 時 35 分まで（予定）

会場 千代田区内に所在し、約 5,000 人を収容可能であり演劇及び音楽の公演が可能であるホール

(2) パレード

日時 令和 4 年 7 月 31 日（日）午後 4 時 50 分から午後 6 時 30 分まで（予定）

会場 千代田区内の全長約 800m の道路

詳細は、別紙 3 「開会行事（総合開会式及びパレード）詳細」のとおり

7 貸与品

委託者から貸与する資料は以下のとおりである。別途必要な資料があれば、受託者は委託者と協議の

上、貸与するものとする。受託者は、提供を受けた資料を業務終了後、速やかに返却するものとする。

- (1) 総合開会式実施計画（案）
- (2) パレード実施計画（案）
- (3) オリジナルミュージカル脚本
- (4) オリジナルミュージカル稽古記録写真・映像

8 通則

- (1) 受託者は、本業務を遂行するに当たり、大会開催の趣旨及び事業内容を十分に理解した上で、委託者と詳細に協議を行い、委託者の承認を受けて、業務を進めるものとする。
また、本仕様書に定めのない事項及び解釈について疑問が生じた事項は、その都度、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (2) 受託者は、本業務を適切に行うために必要となる人員配置などの計画について、委託者と十分協議の上で策定し、適切かつ必要な事務を行うこと。
- (3) 受託者は、適切な進行管理を行い、期限を遵守し、確実に業務を執行すること。
- (4) 本委託に関する事故やトラブル等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者に報告すること。
- (5) 受託者は、本業務を進めるに当たり、とうきょう総文公式HP (<https://tokyo-soubun2022.ed.jp/>)にある、大会基本方針、テーマ、愛称・ロゴ、シンボルマーク、イメージカラー、イメージソング、マスコットキャラクター等を十分生かしたものとすること。

9 機密保持及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後に退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。
- (3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。
また、本業務が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、委託者に処分の報告を行うこととする。
- (4) 本契約の履行に当たって、委託者が貸与するデータ等に記載された個人情報は、全て委託者が保有する個人情報とする。個人情報の取扱いについては、別紙4「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」のとおり。

10 著作権等

- (1) 本委託業務に係る成果物の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号第27条及び第28条の権利を含む。））は委託者に帰属することとし、履行完了後、データ及び成果物等を納品すること。本委託事業により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないことと

し、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないこと。

また、委託者は成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。

なお、成果物にはソフトウェア資産及び受託者において電子的に作成した図板（版下データ、PDFデータ、データベースその他の電子データ）等を含むものとするが、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が権利を有するパッケージソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

(2) 受託者は、本委託の成果物を複製し、これを第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、委託者が承認した場合はこの限りではない。

(3) 受託者は、本委託の成果物が第三者の著作権を侵害していないことを保証し、紛争が生じた場合は、受託者の責任と負担において解決するものとする。

11 その他

(1) 本委託においては、業務の履行に当たって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。契約締結後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、業務内容の変更が生じた場合、委託者と受託者との間において、業務内容や契約金額の変更等のための協議を行う。この場合、受託者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については委託者と受託者との間での協議を踏まえ適切に対応する。

(2) 本契約の履行に当たっては、別紙5「1 東京都グリーン購入推進方針」及び「2 環境により良い自動車利用」を遵守すること。

12 支払方法

履行完了確認後、受託者の適法な請求に基づき一括で支払う。

13 連絡先及び担当

第46回全国高等学校総合文化祭東京都実行委員会事務局

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎15階中央

東京都教育庁指導部指導企画課全国全国高等学校総合文化祭担当内

電話：03-5320-7474 メールアドレス：S9000020@section.metro.tokyo.jp